

## 令和4年度コンプライアンス推進計画

令和4年3月30日付け3農畜機第6937号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構のコンプライアンスの推進に関する基本方針（平成20年6月3日付け20農畜機第1047号。以下「基本方針」という。）5に基づき、令和4年度においては、以下の態勢・取組等により、機構及びその役職員の職務に関する倫理の保持、個人情報保護の保護、ハラスメントの防止等をはじめとするコンプライアンスの推進を図るものとする。

### 第1 コンプライアンスの推進態勢

#### 1 コンプライアンス委員会における審議

機構の役職員以外の学識経験者等を含むコンプライアンス委員会において、機構のコンプライアンスの推進状況、翌年度のコンプライアンス推進計画等について審議する。

#### 2 管理責任者等によるコンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進は、部、業務監査室及び事務所（以下「部室等」という。）における日頃の取組と役職員一人一人の意識向上による責任ある言動が基本となる。このため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 管理責任者（基本方針4の（3）の管理責任者をいう。以下同じ。）及び管理責任補助者（同方針4の（4）の管理責任補助者をいう。以下同じ。）は、前年度の取組、最近の状況、業務の特性等を踏まえ、部室等におけるコンプライアンスの推進に必要な措置を講じる。
- (2) コンプライアンス委員会の開催前に、管理責任者、管理責任補助者等により構成されるコンプライアンス推進会議を開催し、部室等におけるコンプライアンスの推進状況に関する情報共有、翌年度のコンプライアンス推進計画についての意見交換等を行う。

#### 3 コンプライアンス推進相談等窓口の運営

- (1) コンプライアンスの推進を妨げる行為の防止、当該行為が発生した場合の早期の発見及び解決を図るため、機構の内部及び外部にコンプライアンス推進相談等窓口を設置する。
- (2) コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けた場合は、相談者が当該相談等をしたことにより不利益を受けることがないように十分配慮しつつ、適切に対応する。
- (3) 相談者が安心して本窓口を利用できるよう、相談受付後の流れを分かりやすく示すなど役職員への周知に取り組む。

## 第2 コンプライアンスの推進に向けた取組

内部統制に関する改善方針（平成31年3月25日内部統制委員会了承）を踏まえ、コンプライアンスを推進するため、以下1～5の取組を継続して実施する。

### 1 コンプライアンスに関する認識度調査

- (1) 部室等におけるコンプライアンスの推進状況の点検及び管理職員と管理職員以外の職員との間のコンプライアンスに関する認識の差異等の把握のため、職員を対象とした認識度調査を原則として下半期に実施する。
- (2) 調査の結果に基づき、機構におけるコンプライアンス推進上の課題等を確認し、その後のコンプライアンス推進のための取組に反映させる。
- (3) 調査の結果は、管理責任者及び管理責任補助者にフィードバックし、必要な対応を求める。

### 2 コンプライアンスに関するアンケート調査

- (1) 前年度に実施した2の認識度調査の結果を踏まえた部室等の対応後の状況の確認及び当該確認時におけるコンプライアンス推進上の課題等の把握のため、原則として上半期にアンケート調査を実施する。
- (2) (1)に併せ、職場のコミュニケーション及び風通しの良い職場環境形成の更なる促進のため、管理職員を対象とした自己点検を実施する。
- (3) (1)及び(2)の結果は、管理責任者及び管理責任補助者にフィードバックし、必要な対応を求める。

### 3 コンプライアンス推進週間

- (1) 役職員がコンプライアンスについて考え、日々の行動を振り返り、コンプライアンスに対する理解を深める機会として、原則として2回のコンプライアンス推進週間（以下「推進週間」という。）を設置する。
- (2) 推進週間においては、教育資材の視聴、採点方式のコンプライアンスチェック、コンプライアンスカードの作成・配付、キャッチフレーズの募集・ポスターへの掲載等必要な取組を行う。

### 4 コンプライアンスの推進に関する研修

新規採用職員（臨時職員及び派遣職員を含む。）、新任管理職員等に対する階層に応じたコンプライアンス知識の習得研修その他役職員のコンプライアンスに関する知識・認識を深めるための研修について、関係部署と調整しつつ実施する。

### 5 コンプライアンスに関する情報の提供

役職員の理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、規程その他有益と思量される情報について、イントラネット、電子メール等により機構内に提供する。

## 第3 コンプライアンスに関する情報の積極的な公開

機構におけるコンプライアンスに係る情報の積極的な公開を促進するため、基本方針、コンプライアンス推進計画、コンプライアンス委員会の審議内容（同委員会において公表が適当でないと言われたものを除く。）等について、機構のホームページにより随時公表する。